

「地域クラブ活動体制整備事業」に係る
人材バンク構築事業委託業務仕様書

1 目的

部活動の地域移行における人材確保を支援するため、指導に協力できる人材を登録し、市町村と共有する人材プールシステム（以下、「人材バンク」という。）を構築する。

2 業務名

「地域クラブ活動体制整備事業」に係る人材バンク構築事業委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託業務内容

委託業務の内容は次のとおりとし、本仕様書の内容以外に効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

(1) 人材バンクの開設等及び運営管理

市町村が地域クラブ活動指導者の募集情報を掲載することができ、指導希望者が、関心のあ
る活動に参加申込できる人材バンクを開設する。

当該人材バンクは、公立中学校の地域活動で指導を希望するものを対象とするが、将来的に
は、部活動指導員や非常勤専科講師などの幅広い分野の指導員も対象とすることができるよう
にする。

なお、人材バンクの開設は、令和6年2月を想定しているが、詳細のスケジュールについて
は、県と受託者の協議によって決定するものとする。

ア 機能

人材バンクの機能については、以下を基本とし、詳細については県と十分に協議すること。

(ア) 管理者向けの機能

- ・管理者権限で、市町村や指導希望者の情報の登録、更新、削除等が容易にできるようにすること。
- ・市町村や指導希望者の登録データを検索できるようにすること。

(イ) 指導希望者向けの機能

- ・活動エリアや分野等の条件又はキーワードにより市町村における情報を検索することができるようにすること。
- ・氏名・年代・居住市区町村・連絡先（メールアドレス等）・指導可能な分野等を入力し、会員登録ができるようにすること。
- ・会員登録後、応募フォームにより、希望する地域活動に応募できるようにすること。なお、応募フォームと会員登録情報が連動し、応募の際に会員登録情報が自動入力される機能を設けるなど、簡便に応募できるよう工夫すること。
- ・会員登録を行った者については、マイページを備えることとし、マイページでは登録情報や応募履歴の閲覧ができるようにするとともに、登録のあった分野に即した地域活動の情報が

表示されるようにすること。

(ウ) 市町村（受入団体）向けの機能

- ・代表者名や連絡先等を入力し、団体登録が行えるようにすること。団体登録後、募集情報の登録・更新・削除等の申請ができるようにすること。
- ・情報掲載に当たっては、募集内容に関するフォームを備えることとし、地域活動指導希望者に対し、適切な情報提供が行えるようにすること。また、文字情報のみでなく、画像等も掲載できるようにすること。
- ・掲載した募集情報に応募があった場合、応募者の情報が確認できるようにすること。

イ 市町村（受入団体）（募集情報掲載）の条件

地域活動指導者募集情報を掲載できる団体は、活動実績があり、定款又は規約等を有する団体など、条件を付すものとする。掲載団体の条件の詳細については、別途、県と協議すること。

なお、以下の(i)～(iii)の項目に該当することが明らかである場合には、掲載を行わないものとする。

(i) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する団体

(ii) 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体

(iii) その他公序良俗に反する、もしくは反するおそれのある団体

ウ 人材バンクの運営管理

- ・人材バンクは、山梨県ホームページ上ではなく、独立した人材バンクとして開設すること。
- ・サーバは、受託者においてレンタルサーバを手配すること。
- ・人材バンクは、原則1日24時間、365日の稼働を可能とすること。
- ・人材バンクのセキュリティに万全を期すこととし、サーバ障害・不正アクセス等への必要な対策を講じるとともに、事故発生時の対応手順を明確にしておくこと。

エ その他

- ・人材バンクのトップページ及び基本デザインは、事業の趣旨を十分に考慮し、見易いデザイン、レイアウト、配色とすること。
- ・デザインや機能の追加・修正には速やかに対応できるようにすること。
- ・ログインするユーザーIDにより、各々の権限に応じた画面の表示、情報の修正等が行えるようにすること。

(2) 進行管理

受託者は、契約後速やかに本業務に係る実施体制を含む実施計画を県に提出し、承認を得ること。

5 委託業務の対象経費

本業務において認められる経費は次のとおりとすること。

人材バンク作成費、管理・運営費

6 業務の確認

- (1) 本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合は、速やかに県に報告し、必要な指示を得ること。
- (2) 県が行った調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、県の指示に従い受託者は速やかに改善すること。

7 成果物

以下の成果物を山梨県教育庁保健体育課に納品すること。納品物は以下のとおりとし、納入時期、部数、データ形式については、県の指示に従うこと。

(1) 人材バンクに係る成果物

人材バンクに係る成果物については、構成、内容ともに簡潔かつ明瞭に記載すること。

- ・利用者マニュアル（運用マニュアル、操作マニュアル）

8 書類等の整備

- (1) 受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 受託者は、県が求める場合にあっては、業務に関する会計帳簿等の写しを県に提出すること。

9 業務の引継

受託者は、契約期間が終了するまでに後任の受託者が契約始期から円滑に業務を遂行できるようにする。

10 著作権の譲渡等

本業務に係る成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果物について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演家人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果物を自由に使用できるものとし、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに、成果物を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果物として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

1.1 その他事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と綿密に協議又は打合せを行うとともに、県の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、県の求めに応じて実施するものとし、場所については県の指示に従うものとする。協議又は打合せの内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。
- (2) 本業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応することし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。しかし、自らが行うより高い効果が見込めると県が判断する場合には、この限りでない。なお、再委託する場合は、その旨を記載した書面により予め県の承諾を得ることとし、再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。
- (5) 業務に関連して県が資料作成を求める場合は、紙媒体及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (6) 県は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、または受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができるとともに、委託業務の処理について、受託者に意見を述べることができるものとする。
- (7) 受託者は、個人情報の保護や各種法令遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (8) 本業務実施に伴う苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。
- (9) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度、県と協議してこれを定めること。